



子宮がん検診を受けましょう。

村では、30歳以上の女性を対象に子宮がん検診を実施しています。しかし、過去5年間の子宮がん検診の受診率を見ると、減少傾向にあり、去年の受診者は対象者の20%でした。

子宮がんは、子宮の入り口（頸部）に発生する“子宮頸がん”と、子宮の奥（体部）に発生する“子宮体がん”に大別される女性固有のがんで、全国で毎年5000人以上が亡くなっています。

村では、特に子宮頸がんの早期発見のために細胞検査を実施しています。検査方法は、ごく小さな綿球やヘラなどで粘膜表面をこすって微量の細胞を採取するだけです。普通は痛みも出血もなく、直ぐに終わります。

子宮がんは、より早期に発見すれば、より簡単な治療でほぼ100%治すことができます。がんの初期は無症状（症状は月経周期とは関係ない出血）ですので、自分は大丈夫と思うかも知れませんが、健康な時こそ検診をおすすめします。30歳を過ぎたら、毎年1回は子宮がん検診を受けましょう。

* 4月の子宮がんバス検診を受診できない方は、11月の施設検診を受けましょう。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられない家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や、母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

○手当の額

（15年10月から）

○支給制限について

受給資格者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が一定額以上ある場合には、その年度（8月から翌年の7月まで）は、生計の全部又は一部が支給停止されます。

が発生した場合は、速やかに役場保健福祉課まで届出をお願いいたします。届出が遅れますと、引き続き手当を受給できなかつたり、手当の返還を求められる場合があります。

○お問い合わせ

保健福祉課
（☎ 42-1620）

また、父と生計を同じくしていても、父の心身に重度の障害がある場合には支給されます。

○手当を受ける手続き

役場保健福祉課窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

○特別児童扶養手当

障害を持つ児童を扶養している親には、特別児童扶養手当が適用になります。

※現在、

受給されている方へ

現在児童・特別児童扶養手当を受給されている方で、対象となる児童が増えた・住所を変更した・証書をなくした等の事態

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本（外国人の方は登録済み証明書）
- ② 請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票の写し
- ③ その他の必要書類

区 分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額42,000円	所得に応じて月額9,910円～41,990円
児童2人のとき	児童が1人のときの額に5,000円を加算	
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに3,000円を加算	